

## 議会議案第1号

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一  
部を改正する条例を次のように定める。

令和2年（2020年）6月10日提出

提出者	鎌倉市議会議員	中	村	聡一郎
賛成者	同	上	森	功一
	同	上	保坂	令子
	同	上	大石	和久
	同	上	山田	直人
	同	上	高橋	浩司
	同	上	吉岡	和江

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年11月1日を基準日として支給する期末手当の特例）

7 令和2年11月1日を基準日として支給する議会議員の期末手当の額については、第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項の規定により算出した額に $\frac{30}{100}$ を乗じて得た額を減じた額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。